

# 選挙へ行こう、 青森県議会 議員選挙

投票日

4月7日 日

青森県議会議員選挙は、3月29日(金)に告示され、4月7日(日)が投票日になります。  
私たちの声を県政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

## 要件・投票について

- 年齢要件** 平成13年4月8日までに生まれた方
- 住所要件** 平成30年12月28日以前から引き続き平川市内に住んでいる方
- 投票所入場券** 入場券は、告示日(3月29日(金))以降に郵送します(封書を開くと4人まで記載されています)。投票所または期日前投票所においでの際は、切り離してお持ちください。

入場券をなくしたり忘れた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。なお、その際に本人確認をする場合があります。

- 投票所** 指定投票所・共通投票所(イオンタウン平賀)、いずれか1か所で投票することができます。投票所入場券に記載されていますので、よく場所をご確認の上、おいでください。

※第6投票区の投票所は、今回の選挙に限り「**柏木町コミュニティセンター**」です。お間違えのないようご注意ください。

※共通投票所(イオンタウン平賀)は選挙当日、平川市の有権者であれば誰でも投票できます。

- 投票の方法** 投票用紙に候補者の氏名1人だけ記入してください。

## 投票時間

7:00 ~ 20:00 まで

※ただし、以下の投票区は19:00までです。

- ・第13投票区「小国コミュニティセンター」
- ・第14投票区「平川市葛川支所」
- ・第21投票区「平川市碓ヶ関総合支所」
- ・第22投票区「平川市古懸地区公民館」
- ・第23投票区「平川市久吉地区公民館」

## 【共通投票所】

イオンタウン平賀 9:00 ~ 20:00

## 期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで投票所へ来ることができない場合は、期日前投票ができます。

※期日前投票の際は、入場券裏面の「選挙の当日投票できない理由」と「氏名」を事前にご記入いただくことにより、受付をスムーズに行うことができます。

投票所	時間	投票期間
本庁舎 1階/会議室	8:30 ~ 20:00	3月30日(土) ~ 4月6日(土)
尾上総合支所 1階/会議室	8:30 ~ 18:00	3月30日(土) ~ 4月6日(土)
碓ヶ関総合支所 1階/ロビー	8:30 ~ 18:00	3月30日(土) ~ 4月6日(土)
イオンタウン平賀	10:00 ~ 19:00	4月1日(月) ~ 4月6日(土) (6日間)
葛川支所	9:00 ~ 16:00	4月2日(火) ~ 4月3日(水) (2日間)

## 温川地区、大木平地区の方

温川地区多目的集会所	8:30 ~ 15:00	4月6日(土) (1日間)
------------	--------------	---------------

自宅近くのバス停周辺と最寄りの期日前投票所間をタクシーで送迎します!

## 対象となる方

- ①長距離の自立歩行が困難な方で、他に移動手段のない方
- ②自宅から投票所までの距離が離れていて、移動手段のない方

※申込みについては、告示日(3月29日(金))以降、受付します。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問合わせください。

## 住所を異動した方の投票について

### <市外から転入した場合>

#### ●12月28日までに転入届出をした方

平川市で投票できます。

#### ●12月29日以降に県内の市町村から転入届出をした方

前住所地の市町村で投票ができます（平川市内ではできません）。この場合、「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。[注1](#) [注2](#)

#### ●12月29日以降に県外から転入届出をした方

投票できません。

注1) 証明書は市民課で配布しています。

注2) 証明書がない場合でも、申請を行えば、担当部署に照会して確認する方法もありますのでご利用ください。

### <市内で転居された方>

#### ●3月14日までに転居届を出した方

現住所地の投票所で投票できます。

#### ●3月15日以降に転居届をした方

転居前の投票所で投票することになります。

### <市外へ転出した方>

#### ●12月29日以降に県内の市町村へ転出した方

平川市で投票できます。この場合、「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。[注1](#) [注2](#)

#### ●投票日（4月7日）までに県外へ転出した方

投票できません。

## 不在者投票

### <他市町村での投票>

仕事などで投票日に他市町村に滞在している方で期日前投票もできない場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会  
で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する方は、「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入の上、選挙管理委員会事務局で請求手続きをしてください。

「不在者投票宣誓書兼請求書」の様式は、選挙管理委員会事務局および尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課に備えてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

請求手続きは、告示日（3月29日(金)）前でもできますので、お早めの手続きをお願いします。なお、郵送や代理人による請求も可能です。

### <病院、施設等での投票>

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（入所）している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

### <郵便投票>

身体に重度の障がいのある方または要介護状態区分が要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

※投票用紙の請求は、4月3日(水)までです。

## 選挙公報と開票

### ●選挙公報

候補者の経歴や政見などを掲載した選挙公報は、4月3日(金)頃から各世帯に配布する予定です。また、本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所にも備えますので、ご利用ください。

### ●開票

日時 4月7日(日) 20:45～

場所 平賀体育館

※参観人の受付は、20:15～です（先着100人まで）。

### ●期日前投票立会人の募集について

市民の皆さまに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙を身近に感じていただくため、「期日前投票立会人」を随時募集しています。立会人になられた方には、選挙の手続きが適正に行われるように立ち会っていただきます。

#### 応募資格

- ①平川市の選挙人名簿に登録され、選挙権を有する概ね50歳までの方
- ②特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っていない方

従事場所／イオンタウン平賀

立会時間／10:00～19:00（適宜休憩あり）

報酬金額／日額7,400円（規定の源泉所得税を控除します。）

※希望される方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

